

労働相談



テーマ 休日を振り替えた場合、割増賃金はもらえないのでしょうか。

Q

私が勤務している会社は日曜日が休みですが、今回日曜日にイベントをすることになり、日曜日に出勤するように会社から言われて勤務しました。その代わりに翌日の月曜日を休みにして休みました。休日勤務に35%の割増賃金がつくとなっているようですが、会社は休みを振り替えたただけだから割増はないと言っています。この休日を振替した場合、割増賃金はもらえないのでしょうか？

A

ポイント

「振替休日」とは、**業務の都合によって休日**（今回は日曜日）に**勤務**させなければならない場合に、**その休日を勤務日に変更**し、その代わりに**別の勤務日**（今回は翌日の月曜日）を**休日**とすることをと言います。
あらかじめ決まった休日を他の勤務日と振り替えるだけなので、**休日の割増賃金はありません。**

労働基準法上の「振替休日」と「代休」の違い

「**振替休日**」は、あらかじめ定められた法定休日を他の日に振り替えることから、振り替え前の休日に勤務しても通常の勤務と同じです。したがって、休日労働に対する割増賃金の問題は発生しません。
ただし、振り替えた休日が週をまたがった場合、振替勤務をしたことで、週の実労働時間が週の法定労働時間である40時間を超える場合があります。その場合は時間外労働に対する割増賃金（25%）の支払いが必要です。

「**代休**」とは、やむを得ず法定休日に休日労働を行わせていますので、その後に「かわりに休む日」が代休です。事後に休日を与えても休日労働をさせたことが帳消しにされるわけではありません。この場合には休日労働に対する割増賃金（35%）を支払う必要があります。

～**振替休日**は**事前の調整が必要**で、**代休**は**事後の補償**としての性質を持っています。～

解説

「振替休日」の実施には、下記の措置が必要です。

- ① 就業規則に振替休日の規定を置くこと
- ② 振替休日は特定すること
- ③ 振替休日は4週4日の休日が確保される範囲のできるだけ近接した日とすること
- ④ 振替は前日までに通知すること



無料労働相談のご案内

賃金未払い・突然の解雇

育児・介護休業・休めない

パワハラ・セクハラなど

働く人と雇用する側の労働問題に男女問わずアドバイス！

当センターでは社会保険労務士が、労働者、雇用主または家族からの相談に対し、労働者、雇用主、双方の立場で解決に向けてアドバイスや、情報提供を、男女問わず行います。また、外国人労働者の方や支援者の方、使用者の方からの相談も受け付けております。（日本語のみ）

We also accept consultations from foreign workers, supporters and employers. (Japanese only)
どうぞお気軽にお問い合わせください。

電話相談専用
フリーダイヤル



0120-610-223

9:00～17:00 月～金（土日祝休み）

対面
相談

TEL.098-941-4750

9:00～16:00 月～金（土日祝休み）

■センターにはこのような相談が寄せられています。

- 「労働契約書」「雇用契約書」は必ず交わさなければいけない？ ●契約は感動だったのに夜勤まで強いられるようになったが時給が変わらない。
- パート勤務は社長から有給休暇は無いと言われた・・・ ●契約期間内に辞めたら違約金を払わなくてはならない？ ●現在専業主婦の私。仕事をすると扶養手当が無くなり損をすると聞いたけど本当？ ●産前産後や育児休暇は非正規雇用者でも請求できますか？・・・など

沖縄県女性就業・労働相談センター

◎ 沖縄県商工労働部 労働政策課委託業務 （公財）沖縄県労働者福祉基金協会

働く女性
応援事業

●対面相談・セミナーのお申込み 9:00～17:00 月～金（土日祝休み）

TEL.098-863-1788

●電話相談専用フリーダイヤル 9:00～17:00 月～金（土日祝休み） ☎ **0120-633-993**

●対面相談・セミナーのお申込み 9:00～17:00 月～金（土日祝休み）

TEL.098-941-4750

●電話相談専用フリーダイヤル 9:00～17:00 月～金（土日祝休み） ☎ **0120-610-223**

男性も
OK!

労働相談
事業

あなたの“働く”を応援

2026
11・12月号

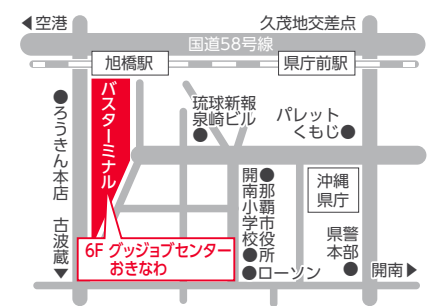
Vol.24

詳しくは中・裏面で
チェック! ▶

エール
Yell
Okinawa Woman-work and Labor Consultation Center

相談&
セミナー
無料

TAKE FREE



WEBサイト LINE X Instagram Facebook



〒900-0021 那覇市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋A街区 6Fグッジョブセンターおきなわ内（那覇バスターミナル）
〈アクセス方法〉モノレール旭橋駅・那覇バスターミナルより直結 ※駐車料金は有料です。詳しくはホームページをご確認ください。

OWLCC | 検索



働く女性応援事業

仕事をしている女性・仕事をしたい女性を応援します

ご利用案内

- 個別相談、セミナー、託児サービスは全て無料でご利用いただけます。
- 対面相談、各セミナーへの参加は事前に予約が必要です。キャンセルの場合はお早めにご連絡ください。
- グッジョブセンターおきなわをご利用の際は、利用者登録が必要です。

求職活動
実績対象

個別相談

フリーダイヤル

0120-633-993

対面

電話

WEB

「今の仕事を続けていけるか自信がない…」 「自分にどんな働き方が合うのか分からない」 「ブランクがあって働くことに不安がある」 「転職しようか悩んでいる…」 など、働くことに関するお悩みを専門相談員と一緒に考えてみませんか？

- ★キャリアカウンセリングで働くことの課題を整理します。
- ★より自分に合った働き方ができるようキャリアプランニングのお手伝いをします。
- ★職業興味を知るカードワークで自己理解を深めます。



自分がどんな
職種に興味があるか分かる！
職業興味
カードワークも
やっています♪



女性のキャリアアップセミナー

※PCセミナーの事前テストは実績対象外です。
※PCセミナーは事前テスト、もしくは開催日の1ヶ月前から受付開始です。

第25回

2日で上げよう!私の働く力

定員

12名

求職活動
実績対象

PowerPoint実践編

要予約 事前選考テスト

2026.11.11(水) 10:00~11:30

2026.11.18(水)・19(木)

10:00~16:00(昼休憩1時間)

対象

タイピング入力、PCの基本操作方法が可能な
仕事をしている女性・仕事をしたい女性

場所

グッジョブセンターおきなわ PC研修室

内容 プレゼン資料やデザイン文書の作成などさまざまな場面で応用できるPowerPointについて、基本操作から、文字やイラスト・写真の編集、アニメーションの付け方、プレゼン資料の効果的な作成方法などを学びます。



託児あり
託児締切 11/4



講師 パソコンインストラクター
吉岡 龍一 氏

初心者
不可

第26回

ChatGPT・Geminiで広がる新しい働き方

定員

20名

求職活動
実績対象

はじめてのAI活用セミナー

共催：与那原町

2026.11.25(水)

10:00~12:00(セミナー) 12:00~13:00(相談会)

対象

仕事をしている女性・仕事をしたい女性
※事前のアカウント作成・登録が必要です

場所

沖縄県女子短期大学 PC教室605(島尻郡与那原町東浜1)

内容 ChatGPT や Gemini による文書作成、情報整理、資料づくり、アイデア出しなど、有能なパートナーとして活用するための目的に応じた使い分けのコツや精度の高い回答を引き出すポイントなど実務に役立てる活用方法を学びます。セミナー終了後には働くことに関する個別相談会を開催します。



託児あり
託児締切 11/18



講師 Career Journey代表
當銘 裕美 氏

第27回

ライフステージに合わせた働き方とマネープラン

定員

20名

求職活動
実績対象

将来に備えるための基礎知識

共催：石垣市

2026.12.3(木)

10:00~12:00(セミナー) 12:00~13:00(相談会)

対象

仕事をしている女性・仕事をしたい女性

場所

石垣市役所 大会議室(石垣市真栄里672)

内容 女性ならではのライフステージの変化や環境に合わせ、柔軟に働き続けられる人材として、自らキャリア形成に関心を持ち、仕事とお金と生活のつながりを意識しながら将来の働き方について考えるセミナーです。セミナー終了後には働くことに関する個別相談会を開催します。



託児あり
託児締切 11/19



講師 特定社会保険労務士 キャリアコンサルタント
青山 喜佐子 氏

第28回

Googleの便利なツールを使ってみよう!

定員

12名

求職活動
実績対象

2026.12.17(木)

10:00~15:00(昼休憩1時間)

対象

PCの基本操作が可能な仕事をしている女性
仕事をしたい女性※Googleアカウントが必要です

場所

グッジョブセンターおきなわ PC研修室

内容 ビジネスでの活用も増えているGoogleの無料ツールについて学びませんか?ドキュメントやスプレッドシート、スライドやキープなどさまざまな無料ツールの基礎知識やドライブでの共有方法など便利な機能を知り、活用できるスキルを身につけます。



託児あり
託児締切 12/10



講師 パソコンインストラクター
吉岡 龍一 氏

相談やセミナー、託児などすべてのサービスは無料で何度でもご利用いただけます。



労働関係セミナー

共催：石垣市

『こんなときどうする?』事例で学ぶ労働法

定員

20名

求職活動
実績対象

働く人が知っておきたい基本ルール

2026.12.2(水)

セミナー 13:30~15:30
相談会 15:30~16:30

対象

求職者、在職者、雇用主、
その他関心のある方(男女問わず)

場所

石垣市役所 大会議室(石垣市真栄里672)



託児あり
託児締切 11/19



講師 社会保険労務士
知念 久子 氏

内容 賃金未払い、長時間労働、労働保険、育児・介護と仕事の両立、退職時の注意点など、働くうえで知っておきたい労働法の基本を、身近な事例を交えながら分かりやすく解説。働きはじめから退職まで、困ったときに役立つ「知っておきたいルール」を学んで、安心して働くための知識を身につけませんか?

※セミナー終了後に個別相談会も実施(先着2名・要予約)



男女とも働きやすい職場づくり

みんなで取組む職場環境改善

2026.11.20(金)

セミナー13:30~15:30

対象

求職者、在職者、雇用主(男女問わず)

場所

オンラインセミナー(Zoom)

内容 働く人も、雇う人も、そしてこれから働く人も、知っておきたい「働くための基本ルール」。労働法や男女雇用機会均等法の基礎をはじめ、風通しの良い職場づくり、セクハラ・パワハラ・カスハラなどの事例と対策を社会保険労務士が分かりやすく解説。誰もが安心して働ける職場づくりのヒントを一緒に考えます。



講師 特定社会保険労務士
岡 輝一 氏

申込はこちらから→



雇用主・管理職・人事担当対象セミナー



ハラスメントのない魅力ある職場づくり

定員

100名

義務化されたカスタマーハラスメント等防止措置について

後援：沖縄労働局

2026.12.22(火)

セミナー13:30~16:00

対象

求職者、在職者、雇用主(男女問わず)

場所

オンラインセミナー(Zoom)

内容 沖縄労働局職員が「改正労働施策総合推進法等」について解説し、社会保険労務士が、令和8年10月1日から義務化されたカスハラ防止措置や、パワハラ・セクハラ等の各種ハラスメントなど事例を交えて紹介。事業主に求められる防止措置を学び、誰もが安心して働ける職場づくりを考えます。

1部

講師

沖縄労働局職員

2部

講師

特定社会保険労務士

水澤 孝一 氏

申込はこちらから→



働く上での疑問・悩みは「労働相談」を活用しましょう

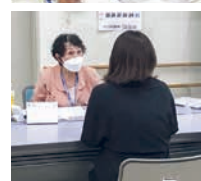
～沖縄県女性就業・労働相談センターのご案内～

当センターは、沖縄県が実施する事業で、労働法の専門家である社会保険労務士が、労働に関するトラブルや疑問について助言や情報提供を行い、当事者間で自主的な解決ができるよう、お手伝いをしています。

センター名に「女性」とありますが、相談は男女を問わず、労働者本人、もしくは家族・同僚・知人等、雇用主の方にご利用いただけます。電話相談、または予約による対面相談が可能です。

【主な相談内容】

- 上司の言動はパワハラではないか
- 残業代が支払われていない
- 採用されたが給与の内容が不明
- パートも有給休暇があるのか
- 突然「辞めるように」と言われた
- 辞めたいのに認めてもらえない
- 従業員2名だが、社会保険の加入は必要か
- 長期欠勤している職員への対応に困っている



【相談を有効にするためのポイント】 ……相談をより有意義なものにするために、次の点を事前に整理してみましょう。

困っていること・知りたいこと

思いがこみ上げて話がまとまらなかったりすると、伝えたいことが正確に伝わらない場合があります。事前にメモにするなど、整理しておくとおスムーズです。

どうしたいか

解決には相談者の「どうしたいか」というお気持ちだが、解決への第一歩となります。「こうしたい」「こうしてほしい」と明確に伝えることで、適切なアドバイスが受けられます。

関連する書類の準備

給与明細、雇用契約書など、これまでに受け取った書類を用意しておく、より具体的な対応が可能になります。

【相談者の状況に合わせたサポートを行います】 ……

状況や困りごとに応じて、同じ施設内にあります「グッジョブセンターおきなわ」に入居する、生活から就労までを支援する機関や、その他の専門機関をご案内しながら、相談者の課題解決に向けて支援を行っています。気になることや不安を一人で抱え込まず、ぜひお気軽にご相談ください。

HPでは動画も公開中!
【動画でわかる!労働法の基本】→



セミナー参加ご希望の皆様へ ▶ 申込後のキャンセルは必ずご連絡をお願いします。